

水産実験所使用上の注意事項

水産実験所を使用しようとする者は次の事項にしたがわなければならない。

- 使用後の現状復帰と清掃は必ず行うこと。
- 入所時及び退出時は管理者又は関係職員に必ず報告すること。
- 実験室等の使用は原則として勤務時間内とすること。
- 火災予防には特に注意すること。
- 器物等を破損したときは必ず管理者又は関係職員に報告すること。
- 設備、備品等の使用については事前に打ち合わせの上申し込むこと（備品を無断で使用しないこと）
- 研究用の備品を持ち込むときは事前に申し出ること。
- 研究用の消耗品は全て使用者負担とし、持参を原則とする。
- 水産実験所敷地内は禁煙。
- 食事は自分で用意するか、外食とする。

宿泊所の使用

- 建物内には大学以外の機関もあるので節度ある生活態度を守ること（日中で他機関の業務中と深夜は特に注意）
- 使用許可を受けた部屋及びベッド以外は使用しないこと。
- 消灯時間（午後 11 時）を厳守し他人に迷惑をかけないようにすること。
- 食事は自分で用意するか、外食とする。（調理は不可能だが、電子レンジとトースターは利用可。）
- 冷蔵庫は 1 台しかないので、利用する場合は記名等すること。
- 飲酒は原則として禁止。
- 宿泊所建物の敷地内は禁煙。
- 貴重品は貴重品ロッカーを利用するか、自分で管理すること。

舟艇の使用

- 舟艇は水産実験所職員同行の運航により使用。
- 出港の可否の判断や運行に関しては、実験所職員と協議の上、無理をせず運航の実施を決めること。
- 救命具は乗船者全員が装着すること。

水産実験所長